

平成二十四年度予算における特別会計の積立金及び剰余金並びに公債の
現状に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成二十四年 五月十一日

提出者 橘 慶一郎

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

平成二十四年度予算における特別会計の積立金及び剰余金並びに公債の現状に関する質問主意書

先に内閣衆質一七七第五六号において、平成二十三年度予算における特別会計の積立金及び剰余金の繰入状況等、現状を確認したところであるが、その後は東日本大震災の発災もあり、財政状況は更に厳しくなっているものと思料する。については、平成二十四年度予算における特別会計の積立金及び剰余金並びに公債の現状について、確認の意味を込めて以下九項目にわたり質問する。

一 平成二十二年度予算及び平成二十三年度予算における特別会計の剰余金・積立金等の一般会計への繰入額は、それぞれ七・八兆円、四・二兆円とのことだが、平成二十四年度予算における繰入額を伺う。

二 特別会計の剰余金のうち、国債整理基金特別会計の剰余金を除いた金額は、平成十九年度決算で十四・

三兆円、平成二十年度決算で十二・一兆円、平成二十一年度決算で九・一兆円と減少してきたが、平成二十二年年度決算の金額と、前年度比増減の主な要因を伺う。

三 財政投融资特別会計については、平成二十三年度予算において、特例的な措置として、財政融資資金勘定から一兆五百八十八億円を、また、通常の措置として、投資勘定から千七百二億円を一般会計に繰り入れたが、平成二十四年度予算における復興財源としての国債整理基金特別会計及び一般会計への繰入額を

伺う。

四 外国為替資金特別会計については、平成二十三年度予算において、平成二十二年度の剰余金見込額の二兆七千二十三億円を、また、特例的な措置として、平成二十三年度に生じる剰余金見込額から二千三百九億円を一般会計に繰り入れたが、平成二十四年度予算における繰入額を伺う。

五 特別会計の積立金のうち、国債整理基金、外国為替資金、労働保険及び年金の四特別会計の積立金を除いた金額は、平成十九年度決算で二十二・三兆円、平成二十年度決算で十三・四兆円、平成二十一年度決算で七・六兆円と急激に減少してきたが、平成二十二年度決算の金額と、前年度比増減の主な要因を伺う。

六 国債整理基金、外国為替資金、労働保険及び年金の四特別会計の積立金については、内閣衆質一七七第五六号において、それぞれ、「これを取り崩し、他の施策の実行に充てるのは適当でないと考える」との内閣の答弁であったが、この見解は変わらないことを確認する。また、平成二十四年度予算において、年金の国庫負担金の一部に交付国債を充てたことは、積立金の保全の観点から問題は無いのか、内閣の見解を伺う。

七 公債について、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書きの規定により発行する

公債（以下、「建設公債」という。）と、各年度の特別法に基づく特例公債に分けて、平成十九年度から二十二年までの各年度の決算における残高をそれぞれ伺う。

八 建設公債は、一定の公共事業費並びに出資金及び貸付金に充てるために財政法で発行が認められているものであり、いわば投資的な経費を対象として発行が許されているものと解されるが、法の規定の趣旨を確認する。また、建設公債と特例公債は、その用途が異なり、財政運営上、区別して取り扱うべきところ、内閣の見解を確認する。

九 近年、建設公債の残高は一定水準で推移している一方、特例公債の残高は増加のテンポが落ちないことからすると、問題の本質は特例公債の残高を抑制できない点にあるものと思料するが、内閣の見解を伺う。
右質問する。

内閣衆質一八〇第二四二号

平成二十四年五月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員橘慶一郎君提出平成二十四年度予算における特別会計の積立金及び剰余金並びに公債の現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員橘慶一郎君提出平成二十四年度予算における特別会計の積立金及び剰余金並びに公債の現状に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十四年度予算における特別会計の剰余金・積立金等の一般会計への繰入額は、二兆六百五十三億円である。

二について

平成二十二年度決算における特別会計の剰余金のうち国債整理基金特別会計の剰余金を除いた金額は、十一兆千八百四億円であり、平成二十一年度決算と比べて二兆八百五十五億円の増加となっている。これは、年金特別会計の剰余金が二兆二千百十四億円、交付税及び譲与税配付金特別会計の剰余金が一兆千五百五十五億円、それぞれ増加する一方、社会資本整備事業特別会計の剰余金が八千八百八十九億円、財政投融资特別会計の剰余金（平成二十一年度は特定国有財産整備特別会計の剰余金を含む。）が四千百三十二億円、それぞれ減少したことなどによるものである。

三について

財政投融资特別会計については、平成二十四年度予算において、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三条第一項の規定に基づき実施する特例的な措置として、財政融資資金勘定から九千九百六十七億円を国債整理基金特別会計に繰り入れるとともに、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「特別会計法」という。）第五十七条第五項の規定に基づき、投資勘定から四百三十九億円を一般会計に繰り入れることとしている。

四について

外国為替資金特別会計については、平成二十四年度予算において、特別会計法第八条第二項の規定に基づき、平成二十三年度の剰余金見込額から一兆九千七百二十五億円を一般会計に繰り入れることとしている。

五について

平成二十二年度決算処理後における特別会計の積立金等のうち国債整理基金、外国為替資金、労働保険及び年金の四特別会計の積立金等を除いた金額は、三兆九千二百六十六億円であり、平成二十一年度決算

処理後と比べて三兆六千四百十八億円の減少となっている。これは、財政投融资特別会計の積立金が三兆六千七百億円、食料安定供給特別会計の積立金等が四百五十三億円、それぞれ減少する一方、地震再保険特別会計の積立金が七百億円、貿易再保険特別会計の積立金が三百二十三億円、それぞれ増加したことなどによるものである。

六について

御指摘の答弁書（平成二十三年二月十八日内閣衆質一七七第五六号）七についてでお答えしたとおり、国債整理基金、外国為替資金、労働保険及び年金の四特別会計の積立金等については、それぞれの目的に従い積み立てていることから、これを取り崩し、他の施策の実行に充てるのは適当でないと考えており、この見解に変わりはない。

平成二十四年度における基礎年金の給付に要する費用等の二分の一に相当する額と三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額との差額に相当する額（以下「差額相当額」という。）を国庫の負担とするために発行され、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）に交付される国債（以下「年金交付国債」という。）については、平成二十四年二月十日に国会に提出した国民年金法等

の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の規定により、厚生労働大臣が年金特別会計国民年金勘定及び厚生年金勘定（以下「両勘定」という。）の積立金として管理運用法人に寄託したものとみなされる。また、同年三月三十日に国会に提出した公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の規定により、年金交付国債は、平成二十六年度以後に二十年をかけて、消費税率引上げによる増収分を充てて償還することが明確化されている。したがって、このような年金交付国債の発行、交付等による一連の処理については、両勘定の積立金の保全の観点から問題があるとは考えていない。なお、平成二十四年度の両勘定の歳入予算においては、年金特別会計基礎年金勘定への繰入金財源に充てるため、同年度の差額相当額の積立金からの受入見込額を計上しているが、これは、同年度の基礎年金の給付に支障を生じさせないために必要な処理であり、両勘定の積立金を取り崩し、他の施策の実行に充てるものではない。

七について

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行された公債（以下「建

設公債」という。)及び建設公債を借り換えるための公債の残高は、平成十九年度末において二百三十七兆円、平成二十年度末において二百二十五兆円、平成二十一年度末において二百三十八兆円、平成二十二年度末において二百四十六兆円であり、各年度における公債の発行の特例に関する法律の規定により発行された公債(以下「特例公債」という。)及び特例公債を借り換えるための公債の残高は、平成十九年度末において二百七十七兆円、平成二十年度末において二百九十五兆円、平成二十一年度末において三百三十兆円、平成二十二年度末において三百六十五兆円である。

八について

建設公債については、国の歳出は原則として租税等により賄うべきとの原則の例外として、財政法第四条第一項ただし書の規定により、公共事業費、出資金及び貸付金の財源となる場合に限り発行することができるが、これは、公共事業費等については、国の資産を形成し、通常、当該資産からの受益が長期にわたることから、当該資産の財源を公債等により賄い、その元利償還を通じて後世代にも相應の負担を求めることは、負担の世代間公平の観点から許容されるところによる。一方、特例公債については、同法において発行が予定されておらず、税收等のほか建設公債発行収入によってもなお不足する一般会計の歳出の財源に充てるため、各年度において、同法第四条第一項の特例法を制定し発行し

てきている。建設公債と特例公債は、いずれも国の借金であることに変わりはなく、財政規律の観点から全体としての発行額を抑制する必要があるが、発行根拠や用途が異なることから、予算、発行実務等においても区別して管理している。

九について

近年の特例公債等の残高の累増については、歳出面における少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加等、歳入面における景気の悪化や減税等による税收の落込みが主な要因と考えている。政府としては、「財政運営戦略」（平成二十二年六月二十二日閣議決定）における「二十一年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる」との財政健全化目標の達成に向けて財政運営を行っていくことが重要であると考えている。